

## 4 高卒求人申込みの手続き

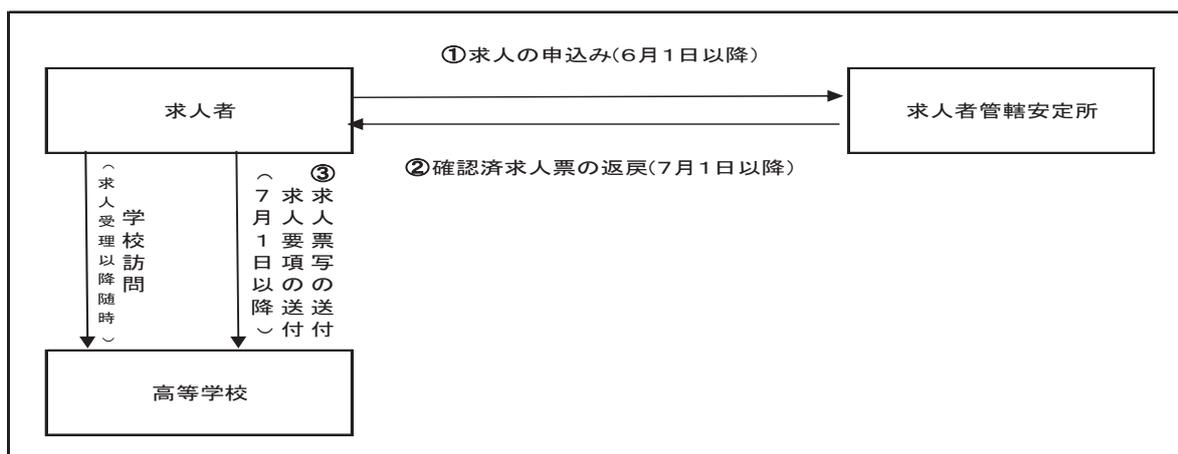
高卒者を採用しようとする場合は、管轄安定所へ高卒用求人票を提出しなければなりません。そのうえで、求人活動のルールに従って公正な求人活動を行ってください。

提出書類	部数	参照ページ
求人申込書(高卒) ※令和2年1月6日より新しい様式に変更になりました	職種別に 各1部	37～40
推薦依頼高校一覧(必要な場合のみ)	1部	54
応募前職場見学実施予定表(実施時期を特定日に限定する場合のみ)	1部	56
求人要項(作成事業所のみ)	1部	4
事業所登録シート ハローワークシステム刷新により、令和2年1月6日以後、 学卒・一般求人の申込みがない事業所は必要です。	1部	70～71

(上記の各様式は岐阜労働局ホームページの「各種法令・制度・手続き」>「法令・様式集」から取り出すことができます)



### (1) 高卒求人申込みの流れ



#### ①【6月1日以降】 求人者の申込み

求人申込書(高卒)、必要に応じて上記関係書類を添付して管轄安定所へ提出する。提出については、求人内容に精通した人事責任者の方をお願いします。

#### (以下の方法があります)

◎新規に募集する、又は新規に募集する職種の場合 (記入例：37～40 ページ参照)

- ➡ 求人申込書は職種ごとに作成し提出してください。
- ・安定所で初めて求人申込み(一般求人等を含む)をされる事業所については「事業所登録シート」をあわせて提出してください。

◎令和2年1月以降に提出している同じ職種を募集する場合

- ➡前年度の求人票(高卒)に修正・変更箇所を朱書きで訂正し提出してください。

◎令和元年12月以前に提出している求人を募集する場合

- ➡ハローワークシステム刷新にともない、令和2年1月より求人様式が大きく変更しておりますので、上記「新規に募集する、又は新規に募集する職種の場合」をご参

照ください。

◎求人者マイページをお持ちの場合

➔求人者マイページにて求人申込みを行うことができます。

※求人者マイページから求人申込みをする場合は、事前に求人者マイページの開設が必要です。開設については、資料編「資料⑨」をご参照ください。

求人入力の手順については、42～53 ページを参考にしてください。

なお、マイページからの求人申込みを希望する場合には、管轄安定所へご相談ください。

※高卒求人は、求人者マイページ上では募集中止の手続きを行うことはできませんので、管轄安定所へ申し出てください。

② **【7月1日以降】** 求人票の返戻

管轄安定所では、求人申込書(高卒)を受理しますと、受付印を押印して事業主控えを1部返戻します。返戻された求人票は大切に保管しておいてください。

公開希望求人のみ、インターネット上（高卒就職情報WEB提供サービス）において7月1日以降に公開します。

③ **【7月1日以降】** 高等学校への求人申込み(求人票写しの送付)

下記「(2) ②指定校方式(推薦制度)」を利用する場合は、返戻された受付済求人票(高卒)の写しと推薦依頼高校一覧の写しを推薦依頼校へ送付又は持参してください。(7月1日前に送付・持参されますと無効になります。)

求人票(高卒)写しの作成には、色のついた用紙は使用しないでください。また安定所へ提出いただいた求人要項、企業案内についてもあわせて送付又は持参してください。

**【9月5日以降】**

応募者がいる学校から、応募書類(全国高等学校統一用紙)が送付されます。書類が届きましたら、速やかに選考日時・場所を高等学校及び応募者へ連絡してください。

◎求人活動選考にあたっては、求人活動のルール(3～4ページ)、紹介と選考(22ページ)を参照ください。

(2) 求人連絡・指定校方式(推薦制度)について

① 求人連絡とは、いわゆる自由応募のことで、広く門戸を開き、公正な採用であればその採否結果については求人者の自由となっています。

したがって、特定の学校にこだわりはなく、より多くの応募者の中から選考したい場合は、求人申込書【紹介希望安定所】【指定校推薦】欄の記入は必要ありません。

② 指定校方式(推薦制度)とは、特定の高校に推薦依頼することにより、その高校での希望者が推薦依頼数より多い場合は、学内調整をしたうえで応募するものであり、また推薦が決定した生徒についても、他社への併願は出来ない(ただし、11月1日以降は併

願が可能) ことから、推薦で応募された生徒については、採用していただくことが大前提となっておりますので、求人数と推薦数は一致するのが自然の形となります。

したがって、より多くの応募者の中から選考を希望される場合は学校指定をしないようにしてください。

なお、推薦依頼校が男子校、又は、女子校のみの場合は、雇用機会均等法上問題となりますのでご注意ください。

仮に推薦依頼校に求人票(高卒)を送付し、一定期間経過しても当初の推薦依頼校から応募がない場合には、その範囲内で推薦依頼校の追加、又は、自由応募の追加をすることは可能です。この場合は、管轄安定所に連絡のうえ、追加修正した求人票(高卒)写しを管轄安定所及び追加した推薦依頼校へ送付してください。

ただし、11月1日以降は、複数応募が可能となるため推薦依頼ができませんのでご承知ください。(9～13 ページ参照)

### (3) 求人票のインターネットによる公開について

インターネット公開希望求人については、全国の高校に対して、「高卒就職情報WEB提供サービス」を通じて求人情報を提供しております。

そのため、推薦依頼校以外から応募者が出る場合もありますが、依頼校でないからという理由で応募を拒否することなく、選考対象としていただくようお願いいたします。

なお、応募を推薦依頼校からに限る等、インターネット公開を希望しない場合には、求人申込書の公開希望の「4 求人情報を公開しない」を選択してください。

「高卒就職情報WEB提供サービス」では、全国の高等学校の学校名、所在地、就職希望者数、卒業予定者数等の情報を閲覧することができます。

また、求人情報のほか、職場見学会情報、安定所が開催する就職面接会情報などを各高等学校に提供しています。

高卒就職情報WEB提供サービス

<https://koukou.gakusei.hellowork.mhlw.go.jp/>



岐阜県内の高等学校一覧については、資料編「資料⑭」にも掲載しています。

## 令和6年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に関する申し合わせ

- 1 新規中学校・高等学校卒業者に係る推薦及び選考開始期日並びに採用内定
  - (1) 新規中学校卒業者  
新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、令和6年1月1日以降とする。
  - (2) 新規高等学校卒業者
    - ① 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和5年9月5日以降となるようにすること。
    - ② 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、令和5年9月16日以降とする。
    - ③ 新規高等学校卒業者の採用内定の開始については、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。
- 2 求人申込みの手続き等
  - (1) 新規高等学校卒業者に係る求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の確認（求人票への確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に申込を行わなければならないこととすること。  
したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。
  - (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとする。
    - ① 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
      - ア 安定所における求人申込みの受理は、令和5年6月1日から開始するものとする。
      - イ 安定所の他安定所への求人連絡は、令和5年7月1日以降開始するものとする。
    - ② 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
      - ア 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和5年6月1日から開始するものとする。
      - イ 安定所が確認した求人票の求人者への返戻は、令和5年7月1日以降開始するものとする。
      - ウ 学校における求人申込みの受理は、令和5年7月1日以降開始するものとする。  
また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和5年7月1日以降に行うものとする。
- 3 求人者の学校訪問

求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、安定所に求人申込みを行った日以降求人票の返戻前に、募集に係る情報提供（職種・採用予定人員・推薦依頼等）のため学校訪問をすることができるものとする。

この場合、事前に学校の了解を得ることとする。

また、学校訪問は、中学校については1事業所につき1校1回限り、高等学校については、1事業所につき1校2回限りとすること。

#### 4 文書募集の取扱い

- (1) 新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。
- (2) 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和5年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。

- ① 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人記載内容と異なるものでないこと。
- ② 広告等の掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- ③ 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記1の取扱いと同様であること。

#### 5 新規高等学校卒業者の採用・選考に係る就職慣行等について

- (1) 複数応募・推薦について
  - ① 企業への応募・推薦は、10月31日までは一人1社（一人1社制）とし、11月1日以降は、一人2社まで可能とする。
  - ② 10月31日までに選考結果が出ていない場合は、11月1日以降もう1社応募・推薦が可能となる。
  - ③ 他都道府県の企業に応募・推薦する場合は、応募先都道府県の応募・推薦の申し合わせを適用する。
  - ④ 公務員と民間企業の併願については10月31日までは認めないこととし、10月31日までに公務員試験の結果（具体的な官公庁の採用内定をいう。）が出ていない場合は、11月1日以降もう1社の応募・推薦を可能とする。
- (2) 企業が学校を指定して求人募集を行う「指定校方式」について  
企業が学校を指定して求人募集を行う「指定校方式」については、均等な就職機会の確保の観点から必ずしも望ましいものではないが、従来から培ってきた企業と学校の信頼性、職種や仕事内容等から学校・学科の指定等一定の合理性が認められることを考慮し、当面は継続することとするが、出来る限り求人共有化を進めることにより生徒の就職機会の均等を図って行く。

## 6 応募書類

- (1) 新規中学校卒業者の選考に用いる応募書類は、中卒用職業相談票（乙）とする。
- (2) 新規中学校・高等学校卒業者の選考に用いる応募書類は、厚生労働省、文部科学省及び全国高等学校長協会との協議のもと定められた、統一様式とする。

## 7 選考の通知

未内定者に対する職業指導を早期に実施するため、選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、学校及び学校を通じて選考を受けた生徒に文書で通知すること。（原則7日以内）

また、学校においても企業に対し、採用内定にかかる内諾・辞退を速やかに行うよう徹底する。

## 8 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者に係る就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法第56条の規定により、令和6年4月1日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始（実習、研修等含む。）時期については、卒業後とすること。

また、卒業前のレポート等の提出や、在学中の生徒に負担が及ぶ可能性のある行事等は、学校教育への支障が懸念されることから認めないものとする。

## 9 家庭訪問・身元調査の禁止

求人者又は求人者から委託を受けた者は、生徒の家庭等を訪問して直接生徒・保護者に対して求人活動を行わないこと。

また、身元調査は典型的な就職差別につながるものであり、絶対行わないこと。

## 10 利益供与の禁止

求人者又は求人者から委託を受けた者は、新規学校卒業生、その保護者、その他関係者に対し、金品又は利益の供与を行うなどの求人活動は行わないこと。

## 11 応募前職場見学等

応募前職場見学は、就職希望の生徒が事前に職業や職場への理解を深め、適切な職業選択や事前の理解不足による就職後の早期離職の防止に資することを目的として実施するものであり、その実施に当たっては、特に次の事項を遵守すること。

- (1) 応募前職場見学は、安定所で求人の受理・確認を受けた後実施するものとし、原則、学事日程への影響が少ない夏休み期間等を利用して実施すること。
- (2) 応募前職場見学は、採用選考とは異なることから、当該職場見学への参加の有無を採用選考の判断基準としないこと。
- (3) 求人者は、生徒との面談機会において、生徒本人の状況等を聴取するなど、採用選考類似の行為をとらないこと。
- (4) 求人者は、学校及び生徒に対して、「職場見学依頼書（様式17）」以外の書類の提出を求めないこと。
- (5) 応募前職場見学を行う予定のある求人者であって実施時期を特定日に限定する場合には、安定所に求人申込書を提出する際に「応募前職場見学実施予定表」（様式16）を提出するものとし、学校への求人票の提示の際にも、求人票に添付するものとする。  
また、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、オンラインの活用に際して過度な負担が生じないようにするとともに、生徒や学校の個々の事情に配慮等を行うこと。

- 12 高校生の職業意識の啓発については、「若年者雇用問題検討会議」の場において引き続き検討していくこととし、教育現場においても職業観・勤労観の意識の高揚を図るため、指導を徹底する。

令和5年3月15日

岐阜県高等学校就職問題検討会議

岐阜県高等学校就職問題検討会議

構成員

一般社団法人 岐阜県経営者協会  
一般社団法人 岐阜県経済同友会  
岐阜県中小企業団体中央会  
岐阜県商工会議所連合会  
岐阜県商工会連合会  
岐阜県高等学校教育研究会進路指導部会  
岐阜県私立高等学校校長会  
岐阜県商工労働部産業人材課  
岐阜県環境生活部私学振興・青少年課  
岐阜県教育委員会学校支援課  
岐阜労働局職業安定部

## ・・・・・・・・・・ 複数応募にかかる Q&A ・・・・・・・・・・

複数応募については、岐阜県高等学校「就職慣行申し合わせ」（9～12 ページ参照）により、11月1日以降への応募・推薦にあたっては、2社の応募・推薦が可能となっています。

### Q. 11月1日以降の選考に際し、単願のみ受け付ける求人提出はできますか？

A. 11月1日以降は、全て複数応募の対象となります。当初、指定校で提出した求人であっても10月末日までに指定校からの応募がない場合、指定校をはずし、複数応募の対象となります。

### Q. 採否は何日以内に通知すれば良いですか？

A. 概ね7日以内に通知して下さい。

### Q. 内定辞退の意思表示は何日以内にされるのでしょうか？

A. 学校を通じてできる限り速やかにされることとなっております。

### Q. 高校生が応募する際、単願・併願の別を意思表示されるのですか？ また、どのように意思表示されるのですか？

A. 単願・併願の別は表しません。基本的に11月1日以降応募する高校生は複数応募を前提としています。

### Q. 2社同時応募して1社から内定を得た場合、申し出はどのようにされるのですか？

A. ・第1希望の企業から先に内定が出た場合  
第2希望の結果を待つことなく、第1希望に対し、内定承諾の通知がされ、第2希望の企業に対しては、速やかに応募辞退の申し出がされます。  
・第2希望の企業から先に内定が出た場合  
第1希望の結果を待ち、2社内定が出た場合は、第2希望の企業に対し速やかに内定辞退の申し出がされます。

### Q. 慣行が異なる他府県への応募はどのようになっていますか？

A. 都道府県によって取扱いが異なりますので、その都道府県の申し合わせに合わせていただくこととなります。なお、岐阜県内の企業へ10月末日までに応募する場合は、一人1社のみとされています。

### Q. 学校・保護者等に対しては、どのように周知されていますか？

A. 教育委員会を通じて、各学校に周知されています。また、安定所においても各学校に周知しています。保護者に対しては学校が周知しています。